

平成26年度 第2回

千葉市文化財保護審議会

----- 関 係 資 料 -----

- 1 千葉市民ギャラリー・いなげ（旧神谷伝兵衛稲毛別荘）
保存活用計画について 1
- 2 千葉市地域文化財の登録について
（1）千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）
..... 3
（2）黒砂分教場の記念碑 8

千葉市民ギャラリー・いなげ（旧神谷伝兵衛稲毛別荘）保存活用計画について（説明資料）

千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課

1. 対象文化財

千葉市民ギャラリー・いなげ（旧神谷伝兵衛稲毛別荘）（市民局生活文化スポーツ部文化振興課所管）
国登録有形文化財（平成9年）

2. 方針

耐震診断の結果、耐震強度不足が判明したことから、保存活用計画の策定を行い、改修工事を実施する。

3. これまでの経緯と今後の予定

平成26年4月1日 国宝重要文化財等保存整備費補助金交付決定

事業名：文化財建造物等活用地域活性化（登録有形文化財）事業

5月8日、6月6日 保存活用計画案策定業務委託に関する監修会議を実施。

7月14日 委託先決定。（株式会社文化財工学研究所）

8月21日 保存活用計画の策定方針についての監修会議を実施。

8月29日 第1回文化財保護審議会

11月21日、12月16日 保存活用計画案に関する監修会議実施。

12月25日 文化庁へ保存活用計画案中間報告書提出。

平成27年1月30日 文化庁へ保存活用計画案中間報告書再提出（文化庁からの指摘事項修正版）。

3月3日 保存活用計画案に関する第6回監修会議を実施

3月末 文化庁に保存活用計画を提出。

4. 保存活用計画について

保存活用計画については、平成11年3月24日付文化庁文化財保護部長通知「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」により示された、「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に沿って記載するとともに、3名の監修者（市原 嗣久先生、河東 義之先生、渡辺 勝彦先生）による監修及び文化庁担当官からの指摘事項を踏まえ作成した。

5. 監修及び指摘を受けた主な内容について

①文化財の価値付け

保存活用計画の根幹となる部分であり、保存活用計画を策定し、保存・活用していく理由となる部分であることから、非常に重要との指摘を受け、「ワイン王・神谷伝兵衛」としての価値、「稲毛の海岸リゾート」としての価値、「初期の鉄筋コンクリート造」としての価値を挙げ、文化財の価値を示した。

②保護の方針

将来的な文化財の保存の方針を定めるものであり、将来的に修復等を行うときに文化財的価値を損なわないよう、その設定方法等について監修を受け、保護の方針を定めた。

③補強方針について

耐震補強の方法については、文化財的価値を損なわないよう十分な検討を行った後に、最適な構造補強を行うべきとの指摘を受け、その旨を補強方針に反映させた。

④公開活用計画

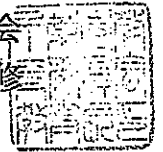
建物の公開活用にあたっては、空間そのものを体感できることが重要であり、本来の用途に沿った活用をすべきとの指摘から、説明資料等の展示物は避け、1階洋室や2階和室は千葉市民ギャラリー・いなげの指定管理者と連携して、講習会、ワークショップ、イベント等を行うスペースとして活用することとした。



26千教生第1295号
平成27年3月17日

千葉市文化財保護審議会
会長 岡本 東三 様

千葉市教育委員会
教育長 志村 修



千葉市地域文化財の登録について（諮問）

千葉市文化財保護条例（昭和33年千葉市条例第18号）第19条第2項の
規定に基づき、下記について諮問します。

記

1 千葉市地域文化財の登録

2 諮問案件

千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）
〔有形文化財 建造物〕

千葉市ゆかりの家・いなげ（旧武見家住宅）



<主屋>



<離れ>

- (1) 種 別 有形文化財（建造物）
- (2) 員 数 2棟（主屋・離れ）
- (3) 所 在 地 千葉市稲毛区稲毛1丁目16番12
- (4) 所 有 者 千葉市
- (5) 所有者住所 千葉市中央区千葉港1番1号
- (6) 適用基準 市内の地域にとって歴史的に価値のあるもので、地域を知る上で必要なもの
- (7) 時 代 建築年 大正2年（推定）
- (8) 説 明 明治中期以降、避暑地として多くの文人墨客が訪れた稲毛は、海岸線の松林を中心に、別荘・別邸が建てられた。この建物もその一つで、大正から昭和初期の特色をもつ木造平屋建瓦葺和風住宅である。

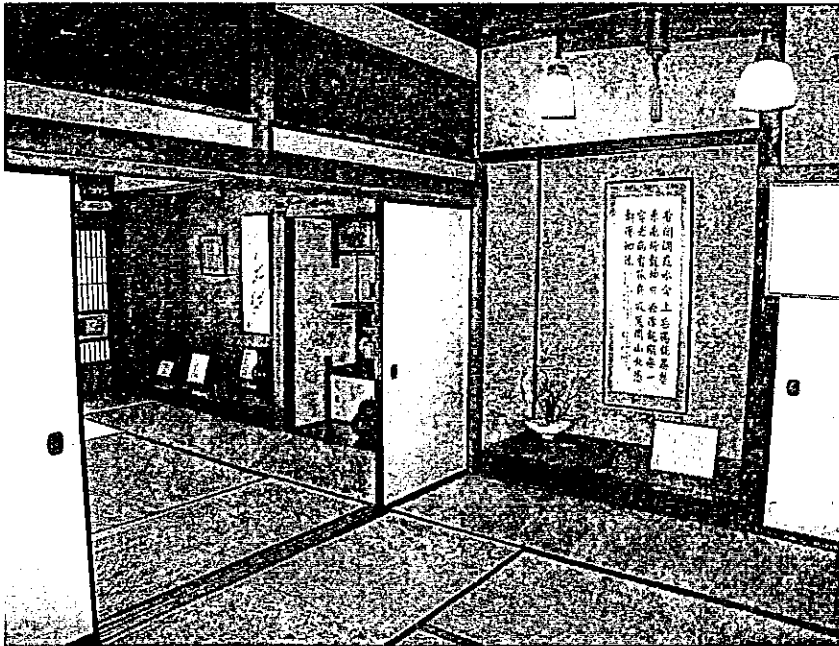
平成9年に武見氏より市が取得し整備工事を行った後、同年4月から「千葉市ゆかりの家・いなげ」として公開している。

屋敷は、平屋の主屋と庭の離れからなる。主屋は、棟を矩の手に回し、入母屋の破風を南と東にそれぞれ見せる。室内の意匠は、障子を漆塗りの枠で腰付きとし、長押を回して欄間を菱格子で飾り、天井を高く格天井で張る。居間には洋間が付いているが、屋根の形状、取り合い柱の納まりから、のちに増築されたものであると考えられる。離れは、外壁が主屋の洋間のものと同じ板壁としていることから、洋間を増築した時期に造られたと推定される。室内は、6畳に床を付け、床脇の棚にはいわゆる木瓜窓を開けるなど、洒落た意匠となっている。

全体として改造が少なく、大正時代初期の意匠をよく伝えており、また、愛新覚羅溥儀が成婚間もない昭和12年に半年ほど居住していたという歴史的事実もあることから、稲毛の歴史を知る上で、非常に重要なものである。

千葉市ゆかりの家・いなげ建物内部の様子

1 主屋

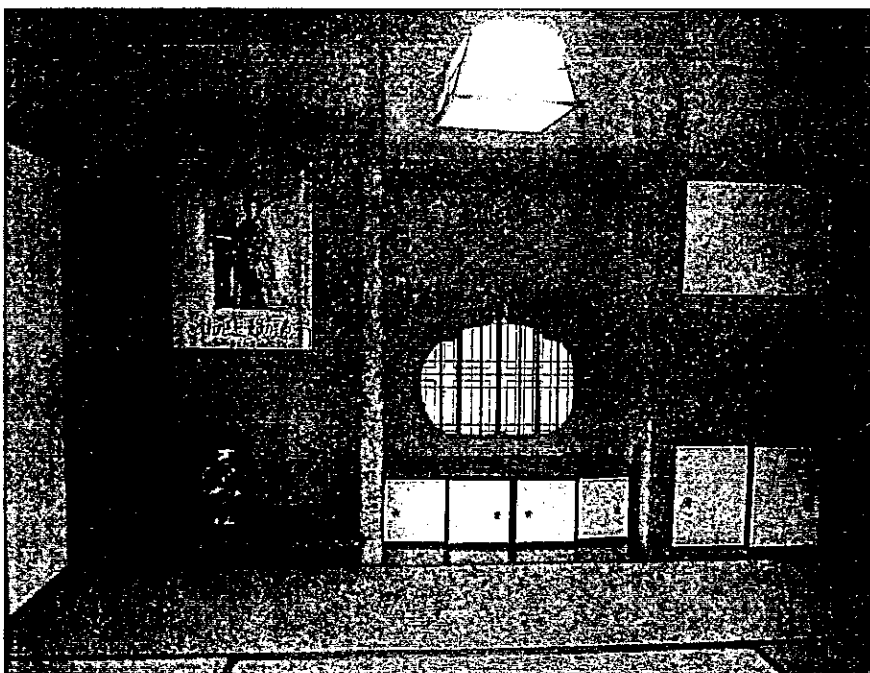


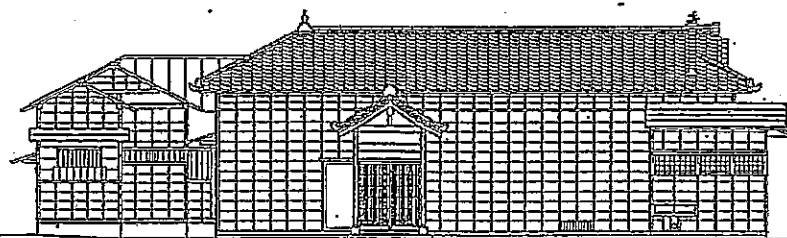
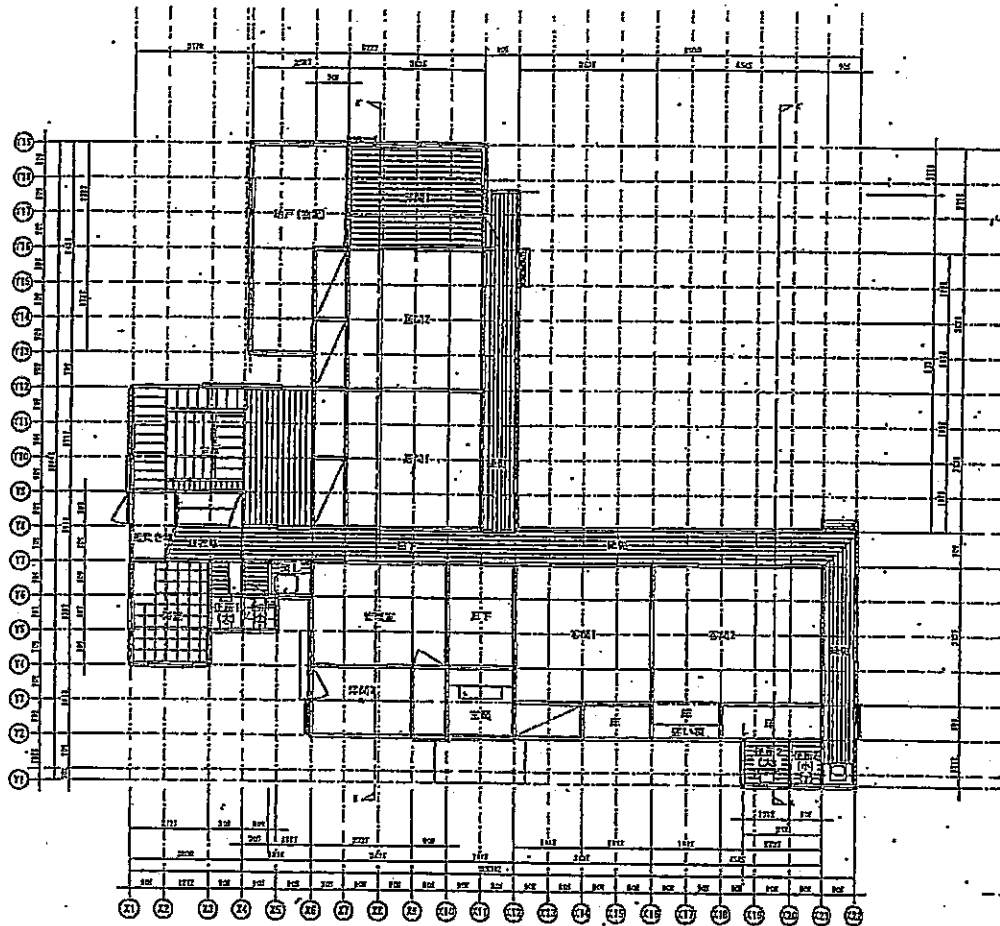
<洋間>



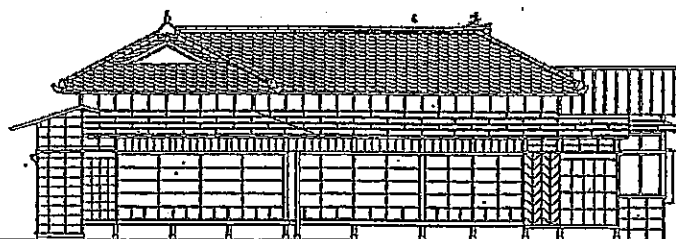
<欄間と天井>

2 離れ



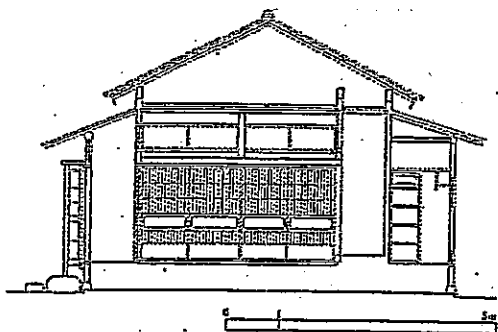


西面立面图

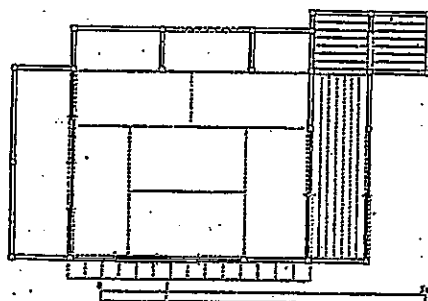


南面立面图

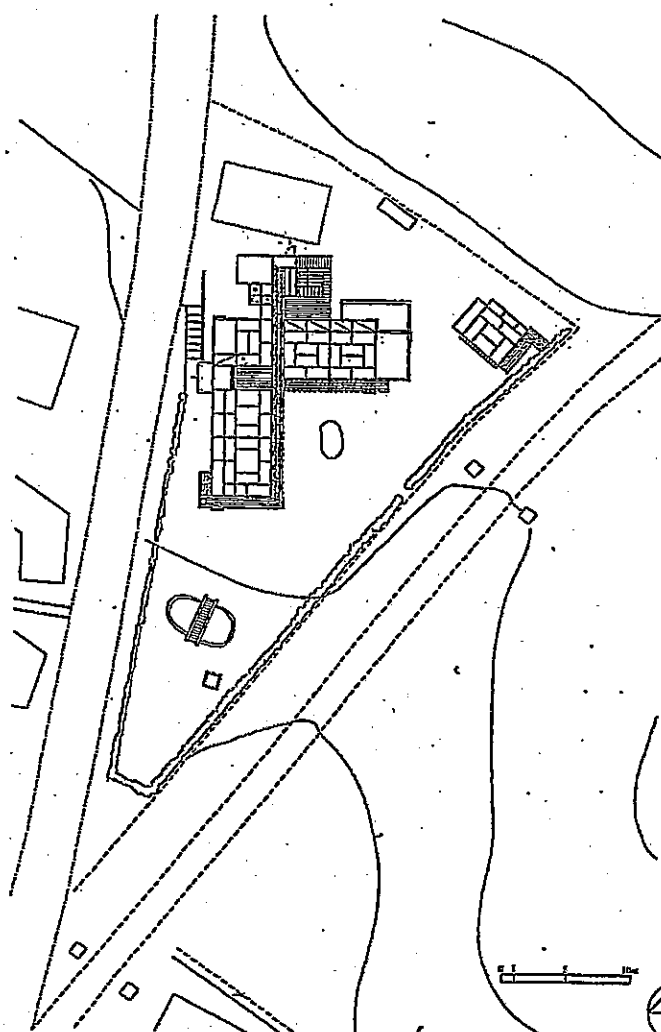




主屋梁間断面図



離れ平面図



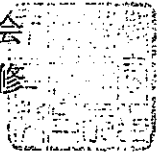
配置平面図



26千教生第1295号の2
平成27年3月17日

千葉市文化財保護審議会
会長 岡本 東三 様

千葉市教育委員会
教育長 志 村 修



千葉市地域文化財の登録について（諮問）

千葉市文化財保護条例（昭和33年千葉市条例第18号）第19条第2項の
規定に基づき、下記について諮問します。

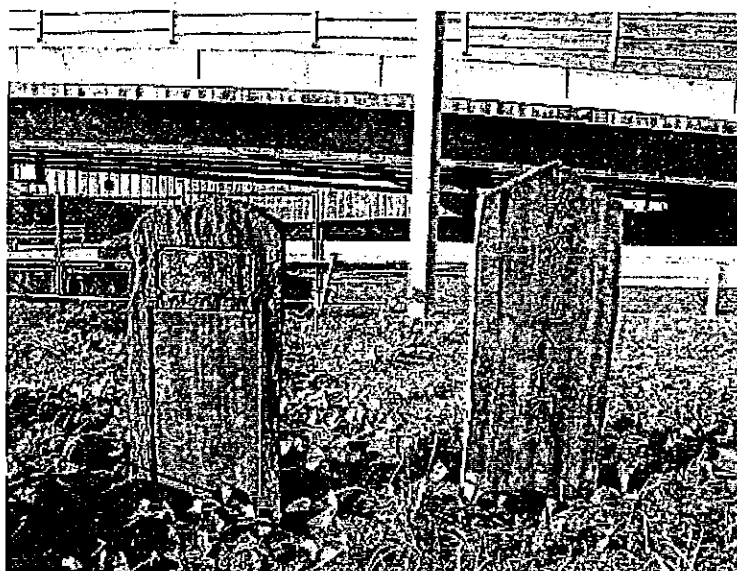
記

1 千葉市地域文化財の登録

2 諮問案件

黒砂分教場の記念碑〔有形文化財 歴史資料〕

黒砂分教場の記念碑



- (1) 種 別 有形文化財（歴史資料）
- (2) 員 数 2基
- (3) 所 在 地 千葉市稲毛区黒砂3丁目
- (4) 所 有 者 黒砂第一自治会
- (5) 所有者住所 千葉市稲毛区2-9-13
- (6) 適用基準 市内の地域にとって歴史的に価値のあるもので、地域を知る上で必要なもの
- (7) 時 代 大正3年（校地購買記念碑）、昭和13年（学校敷地寄附記念碑）
- (8) 説 明 千葉市稲毛区黒砂3丁目、新港横戸町線黒砂陸橋脇の敷地に建っている二基の石碑である。「学制」発布後の明治8年、黒砂村に村民の手により黒砂小学校が創設された。その後この小学校は、近隣の登戸小学校や弥生小学校の分教場として、昭和29年3月まで存続し、約80年にわたり地域の発展と教育の向上に寄与してきた。

大正3年に建立された「校地購買記念碑」には、借地であった小学校の敷地を購入するために明治41年に黒砂村の共有林を売却してその資金に充てたことが刻まれており、昭和13年に建立された「学校敷地寄附記念碑」には、小学校に隣接する土地が学校の敷地として寄贈されたことが刻まれている。

黒砂分教場の跡地は、平成14年、新港横戸町線工事のため旧黒砂本村とともに黒砂陸橋の橋の下に姿を消した。そのため、黒砂分教場の存在を示すものはこの記念碑のみとなり、当地域の歴史を知る上で重要なものであるとともに地域にとって大変貴重なものとなっている。

(9) 形状等

・校地購買記念碑

〔高さ〕118～130cm 〔幅〕60cm 〔厚さ〕10～12cm 〔材質〕粘板岩

・学校敷地寄附記念碑

〔高さ〕121～137cm 〔幅〕57cm 〔厚さ〕10～12cm 〔材質〕粘板岩

(10) 碑文

・校地購買記念碑

(表面)

夫○公共事業之創起也必先莫不任俠喜客之士負衆望

者由之發議矣今也於本校用地之購収親視厥爾矣

抑本校之運動場地也舊係賃借爲之校費多且育英黨

陶闕厥宜者不遑枚舉然寒鄉困窮購入資區民憂焉也既

久矣於是乎渡邊久太郎遠藤久五郎兩氏發議曰不如得

部分林公賣之許可以購之優焉蓋兩氏者於本林之在擔

任者也然而更諮諸區民議即決愈以明治四十年三月二

日出願本條于其筋爾來協心戮力終始一貫遂接許可之

明眉實翌年五月七日也其公賣之結果以所得四公六民

以準金三百圓與各自應分釀金而施完了本地之買収矣

始於茲素志貫徹將至見本校之發展與本區之進運共競

其榮之期矣故在一碑以爲記念矣

惟大正三甲寅二月初旬鐫木香杆病間撰之文並書

※1行目○は、米の下に耳を書く

(裏面)

大正三年三月

発起者田中新太郎

高橋金七

賛成者 遠藤辰五郎

高橋鉄之

滝口久八

高橋長吉

遠藤源蔵

山本辰之助

高橋安太郎

春山清二郎

高橋直蔵

山本小八

遠藤久八

他有志一同

・学校敷地寄附記念碑

(表面)

東京市日本橋

寄贈者 高柳直兵衛殿

学校敷地八拾六坪

黒砂教育會

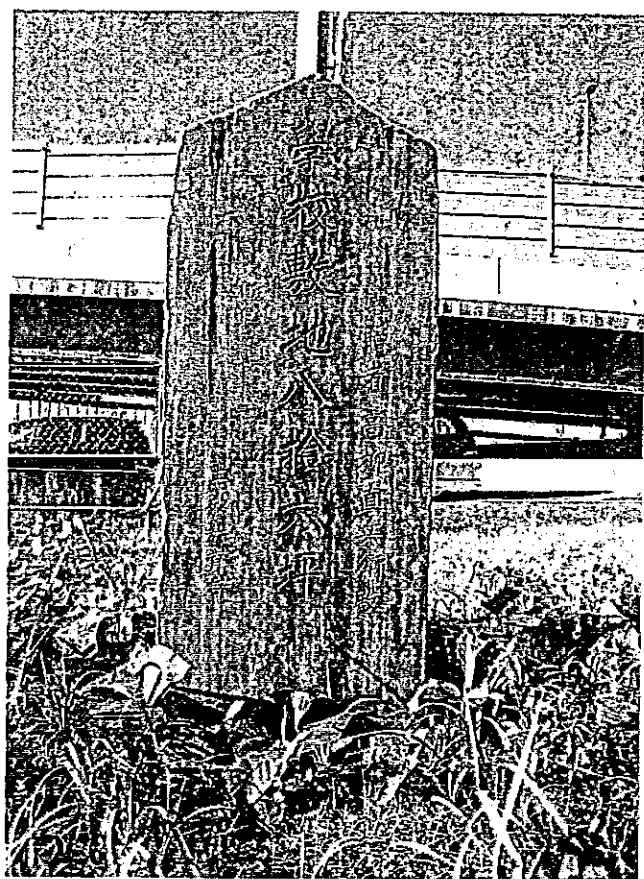
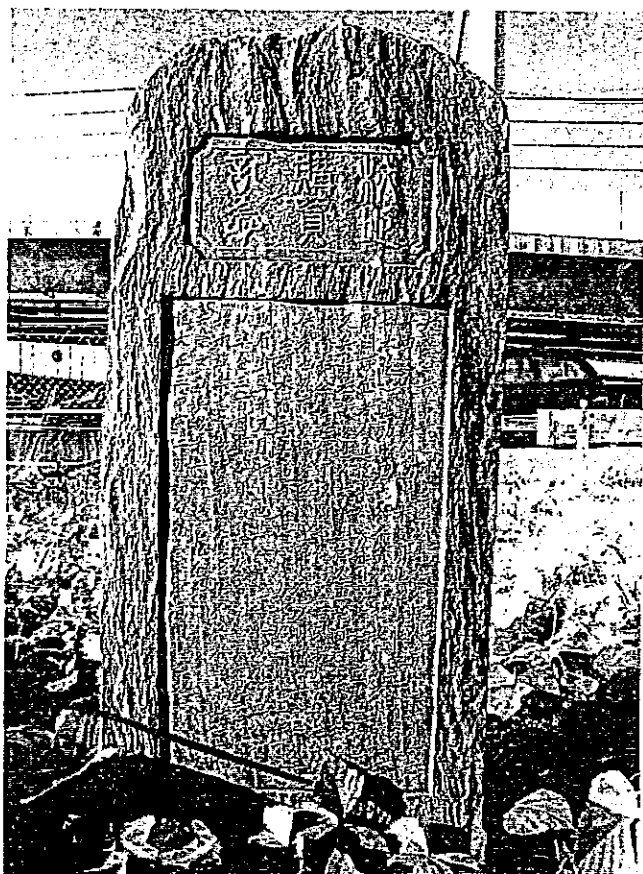
(裏面)

昭和十三年四月廿七日 建立

参考文献：『黒砂分教場の歴史』（黒砂の資料を保存する会 2009年）

『千葉市教育史 通史編上巻』（千葉市教育委員会 2000年）

『千葉市史 近世近代編』（千葉市 1974年）



學校敷地八拾六坪

寄贈者高柳直兵衛

東京市日本海

黑砂教育會

黒砂分教場の記念碑に関する参考資料

1 校地購買記念碑の碑文の現代語訳（『黒砂分教場の歴史』より抜粋）

公共事業を始めるためには、進んでみんなの先頭に立ってくれる人が必要だといわれるが、本校の敷地を購入する事業もまさにそのとおりであった。

もともと本校の運動場は借地であったため、賃料の支出がかさみ、このことが、子供たちの教育によくない影響を与えていた。

しかし、なにぶんにも区民の生活にゆとりがなかったため、気になりながらどうすることもできなかった。

ところが、渡辺久太郎・遠藤久五郎の両氏が、入会地（村落共同体で総有した土地）である部分林の入札、競売を当局に願い出て、この資金によって校地を購入してはどうかという意見をだされた。おもうに、両氏はこの部分林の担当者であったから、事業を進めるには最適任者であったというべきであろう。

早速区民にはかり、賛同を得て、明治40年3月2日、本件を当局に願い出た。以来、区民が力を合わせてその実現をはかってきたが、翌年5月7日待ちに待った許可の知らせがあり、公売の運びとなった。

その結果、代価の4割を国が、6割を区が取得し、あらかじめ準備してあった三百円と各自応分の寄付金を合わせて買収を完了した。

こうしてようやく区民の念願がかなえられ、本校と本区の発展が約束されたのであるからその実現に向ってみんなで努力しようではないか。

このようなわけで記念碑を建て、後の世に残すものである。

大正3年2月初旬 鍋木甲杆が病床をおして碑文を作り、筆をとった。

2 黒砂分教場の沿革

明治5年 学制発布

明治6年 登戸小学校創立

明治8年 黒砂小学校創立（黒砂村立）

明治20年 登戸小学校と統合

村独自の黒砂小学校は12年で幕。その後は、分教場として地域の学校として役割を果たす。

明治22年 町村制施行

千葉町、寒川村、登戸村、千葉寺村、黒砂村が合併。千葉郡千葉町となる。

明治24年 黒砂分教場の敷地を千葉町に寄附

分教場の敷地は当初村の共有地であったが、明治22年の町村制施行に伴い、町に寄贈。町立となる。

明治40年 黒砂分教場を千葉師範付属小学校として分離

町立から県立となる。

大正3年 校地購買記念碑建立

大正10年 市制施行

千葉町が千葉市となる。1市1校制を実施。町立の小学校4校を1校に統合。場所はそのままで第1～4部となる。登戸小学校は、千葉尋常高等小学校第4部となった。黒砂分教場は第4部分教場となる。

昭和3年 再び、登戸尋常小学校の分教場となる。

昭和13年 学校敷地寄附の記念碑建立

小学校に隣接する土地が学校の敷地として寄贈されたことが刻まれている。

昭和28年 弥生小学校創立 同校の分教場となる。

昭和29年 黒砂分教場廃校

平成14年 新港横戸町線工事のため分教場跡は旧黒砂村とともに黒砂陸橋の橋脚の下に姿を消す。

3 他の小学校の石碑について

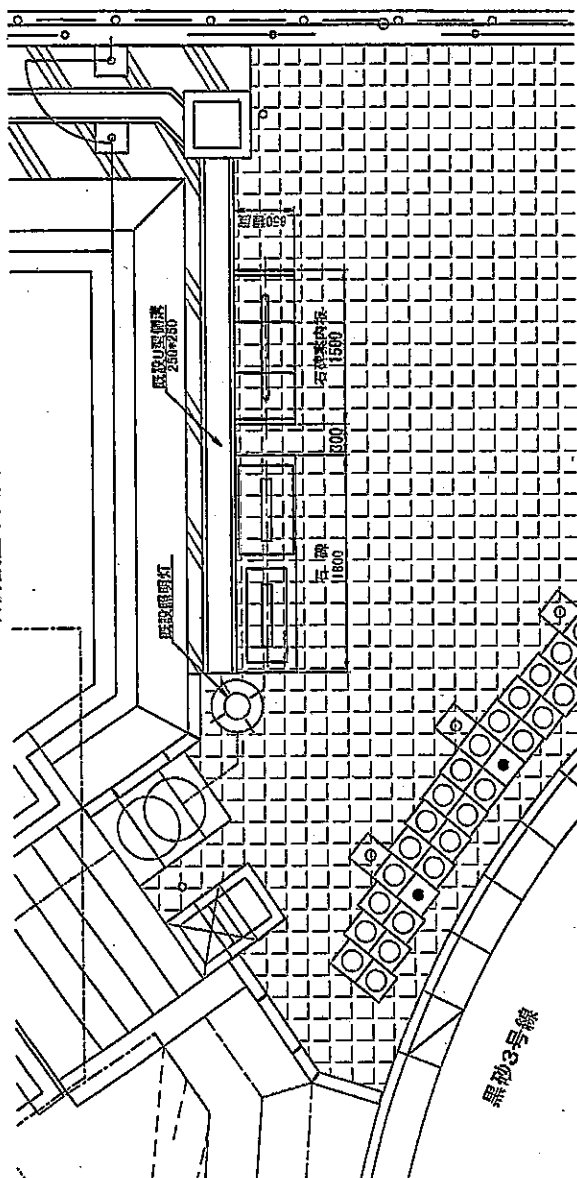
小学校名	所在地	建立年月日	石碑の内容等
蘇我小学校	中央区今井1丁目 (福正寺)	S49.2.23	「蘇我小学校発祥之地、明治六年今井小学校之跡、昭和四十九年二月二十三日、蘇小創立百年記念於建之」
長作小学校	花見川区長作町 127 付近 (薬師神社)	S55	長作小学校の発祥の地、長作小学校の前身として、明治6年に開校された薬師山学校の場所を示す記念碑。長作小学校百周年実行委員会によって建てられた
畑小学校	花見川区畑町 2010 清涼寺付近	H16.3	「畑小学校発祥之地、下総之国千葉郡畑村字花輪の観持寺の寺子屋法令に依り明治六年三月二十日花輪小学校として開校された。畑小創立百三十周年を記念して賛同者 1,110 名、平成十六年三月吉日建立」
白井小学校 高根分校	若葉区多部田町 1622	不明	高根分校沿革史 明治6年11月の開校から昭和53年3月の閉校までの沿革
土気小学校 第一分校	緑区越智町	S47.11.12	(表) 土気小学校第一分校跡 (裏) 土気小学校創立百年記念 昭和四十七年十一月十二日建之
土気小学校 第二分校	緑区下大和田町 178 (下大和田公園)	S47.11.12	(表) 土気小学校第二分校跡 (裏) 土気小学校創立百年記念 昭和四十七年十一月十二日建之

4 石碑の設置方法について

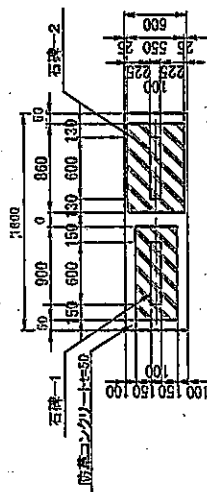
別紙 石碑設置図 (案) 参照

石碑設置圖(案)

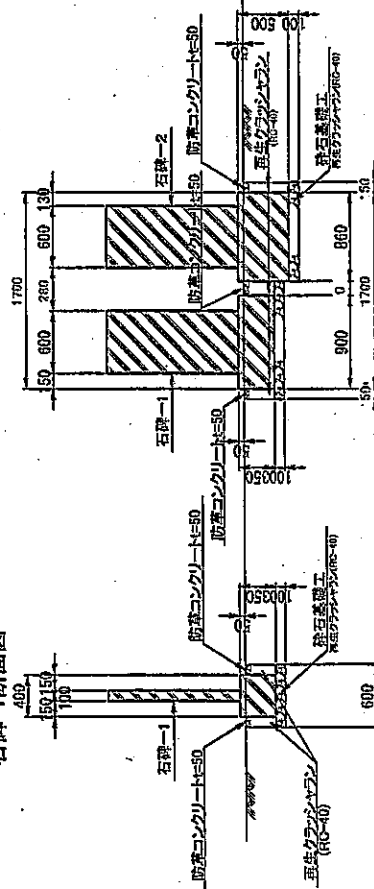
石碑設置平面図 S=t:50



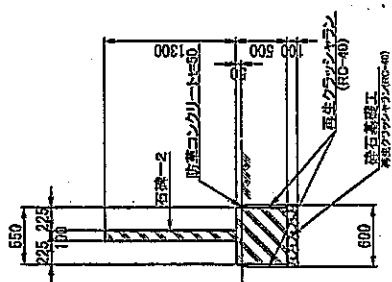
石碑平面图 S=1:50



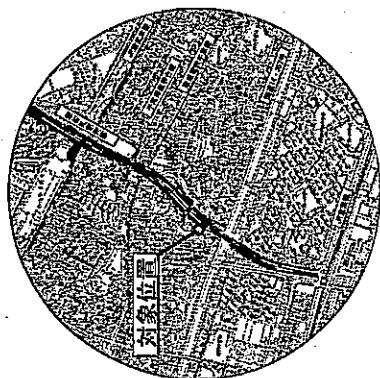
石碑側面圖



石碑-2断面图



圖置位



当該図面は参考図であり、実際の現場条件によって数値の増減があり得ます。

[illegible]